

「中小企業のための税制小委員会」報告書 ～『中小法人チャレンジ税制』の提案～ 要 旨

東京商工会議所税制委員会

はじめに

本報告書は、「平成 16 年度税制改正に関する要望」(平成 15 年 9 月)で問題提起した「中小企業のための独自税制を創設する必要性」について検討し、具体案をとりまとめたもの。この提案は中小企業の活力を引き出すために税制はいかにあるべきかという問題に対する一つの解答であり、より良い中小企業税制の実現にむけた議論の叩き台である。

Ⅰ．なぜ中小企業のための税制が必要なのか。

本章では、中小企業のための新たな税制を創設すべきという提案をするに至った背景や問題意識について説明。

1. 中小企業の重要性

中小企業は、わが国企業数や雇用者数の大多数を占める圧倒的な存在であり、経済の成長発展に多大な貢献をし、大企業と相互補完しつつ経済を支えてきた。今後、国際分業が一層進展するなか、グローバル化する大企業とは対照的に、地域経済の担い手として従来以上に重要な役割を果たすことが期待される。

2. 中小企業政策の転換

中小企業政策は、平成 11 年の抜本改正により、それまでの中小企業を画一的に弱者として捉えて大企業との格差是正を図るという考え方から、わが国経済のダイナミズムの源泉として捉えて多様で活力ある中小企業の育成・発展を図る方向へと大きく転換した。

3. 新会社法・中小企業の会計に関する指針の施行・策定

最近では、新会社法の施行（平成 18 年 5 月予定）や「中小企業の会計に関する指針」の策定（平成 17 年 8 月）に見られるとおり、会社法あるいは会計基準の分野で中小企業の実情を念頭に置いた制度改正や指針策定が行なわれている。

4. 現行の中小企業税制の問題点

中小企業政策が転換し、会社法や会計制度で中小企業を念頭においた見直しが行なわれるなか、現行の中小企業税制は次のような問題を抱えている。

- 中小企業は経営実態が大企業とは異なるということを前提に現行税制を再点検する必要がある、制度の仕組みを中小企業の実情に適合するよう見直す必要がある。
- 中小企業税制を税の専門家だけでなく経営者にもある程度は理解できる制度、予見可能性が高いしくみに改めるべき。特に会計や経理処理の専従者や専門部署を社内確保しにくい中小企業にとって税制そのものが簡素でわかりやすいことが不可欠。
- 中小企業政策が目指す方向性と中小企業税制の方向性を一致させる必要がある。つまり、中小企業税制を中小企業政策の一翼を担うものとして明確に位置付け、両者の整合性を保っていくことが求められる。

さらに、今後の中小企業税制のあり方を考えるにあたっては、このような問題点の解決に加えて、会社法や会計の動向も十分に念頭において中小企業の活力を生み出す視点から検討していく必要がある。

II．中小企業の活性化に向けた課題

本章では中小企業が抱える具体的な経営課題をもとに、中小企業のための税制を創設する場合に必要な税制措置を検討。

1．財務基盤の強化

中小企業は資金調達面で、間接金融への依存度が高く、個人保証など大企業にはない過重な負担を強いられている。内部留保の充実に抑制的に作用する留保金課税は中小企業の財務基盤強化と資金調達にとって大きな障害となっている。

2．経営者の意欲向上

中小企業の経営者の多くが余人をもって代え難いオーナー経営者であり、その力量や意欲が企業の命運を大きく左右する。税制面で経営者自身の事業意欲を引き出す仕組みが必要であり、役員給与に対する税制のあり方を再点検する必要がある。

3．先見性の発揮

中小企業は、大企業に先んじて、素早く、大きなリスクを負って新分野を開拓していく必要がある。このような中小企業の特徴から見て、試験研究費の税額控除制度や設備導入に伴う特別償却制度、欠損金の繰戻還付などは中小企業には有効である。

4．税法上の損金の見直し

法人税の負担感が重い原因の一つとして、税率の問題だけでなく税額計算上の加算項目の存在が指摘できる。このような税務申告の加算減算項目が適切かどうかを点検する必要がある、特に交際費の税制上の取り扱いについて再考すべき点がある。

5．円滑な事業承継

経営者自身の交代を意味する事業承継は、企業にとって大きなリスクである。増して事業承継に伴う税制上の過重な負担はリスクを一層増大させるものであり、その軽減が望まれる。中小企業のための税制は、法人税分野だけでなく、相続・贈与税分野も含めた検討が必要。

III．「新たな税制～中小法人チャレンジ税制～」の試案

本章では、中小法人企業のための「新たな税制」の試案を示している。

1．目的

数ある中小企業のなかでもとりわけ事業意欲と可能性に満ちた企業を後押しすることが目的。名称は「中小法人チャレンジ税制」（以下、略称「チャレンジ税制」を用いる）。「チャレンジ」という文言は、ベンチャー企業や新規創業を連想させるが、対象はそれに限定しない。

2．対象

本税制の対象となる企業は、資本金3億円以下の非公開会社

3．制度の枠組み

（1）現行の中小企業税制との関係

現行の中小企業税制に加えて、「チャレンジ税制」という新たな税制の創設を提案する。

（2）条件付の任意選択制

法人企業が自己の責任と判断により選択できる制度であり、税制上の特典を受けられると同時にいくつかの適用条件を満たすことが求められる。

（3）資本金規模について

他の中小企業政策との整合性や相乗効果をねらい、資本金 3 億円以下の法人企業を対象とする。

(4) ガバナンス向上への取り組み

ステークホルダーが限定されている中小企業でも身の丈にあったガバナンス向上への努力は不可欠であり、法令遵守はもとより、経営内容の透明性の向上を義務付ける。

(5) わかりやすい制度

中小企業の活力を引き出す上で必要な税制措置を網羅的に包含した内容とし、絶えず経済実態に即した見直しは加えつつも、本則に明確かつ恒久的に規定する。

4. 具体的内容

(1) 税制上の特典

次の 8 項目が税制上の特典だが、本来は「チャレンジ 税制」に盛り込まれる以前に中小企業全てに適用すべき項目であり毎年の税制改正での改善を妨げるものではない。

①法人税率の軽減

所得金額にかかわらず法人税率を 22% とする。

②試験研究費の一定割合の税額控除

試験研究費総額の 15% 相当額の税額控除が認められる。その際、中小企業の特性を踏まえて、例えば市場開拓に係る費用も含めるなど試験研究費の範囲を広く捉えるとともに、兼務者や役員の人件費のうち試験研究に関わる部分も税額控除できる旨を制度上明示。

③設備導入に伴う税額控除・特別償却

機械装置、器具備品、車輛並びに船舶等の取得等をした場合、取得価額の 30% 相当額の特別償却または取得価額の 7% 相当額の税額控除を認める。リースの場合には、リース費用総額の 60% 相当額について 7% の税額控除を認める。

④留保金課税の不適用

留保金課税を不適用とする。

⑤欠損金の繰戻還付

3 年まで遡って欠損金の繰戻還付を認める。

⑥交際費の全額損金算入

交際費の全額損金算入を認める。ただし明らかに費用性（対価性）が認められない場合はこの限りではない。

⑦役員賞与の損金算入

役員賞与の損金算入を認める。ただし、賞与額を決定する際に役員の恣意性が入り込む余地のないよう、客観性、合理性のある算定基準を予め定時株主総会の決議等により定めておくことを条件とする。

⑧事業用資産に係る相続・贈与税の非課税

後継者が事業用資産を承継する場合、その事業用資産に係る相続・贈与税は非課税。対象となる事業用資産は、被相続人である法人企業経営者所有の事業用資産（土地・建物等および自社株式）。相続人たる事業承継者は相続後 5 年間は事業を継続する。

(2) 適用条件

①計算書類の信頼性と透明性の確保

計算書類の精度や信頼性向上に取り組むことを義務付け、それを開示できる態勢を整備しておく。例えば「中小企業の会計に関する指針」にもとづき計算書類を整え、会計参与や会計監査人を置く会社はこの条件を満たす。これ以外の会社でも計算書類の信頼性と透明性が担保されれば「チャレンジ 税制」の対象企業に含める。但し

どのような仕組みでそれを担保するかは今後の検討課題。

②事業用資産と個人資産の明確な分離

経営者の資産について事業用資産と個人資産が明確に峻別されていることが必要。その資産が事業用か個人用かの判断は使用実態も加味して行なう。さらに承継時に改めて事業用資産と個人資産が峻別されていることを再審査。

③収益力を向上させる義務

税務上の有利性を活かし収益力を向上させることが期待され、決算において利益を計上することが求められる。「チャレンジ税制」の適用開始後、一定期間（例えば5年以上）単年度の欠損（所得金額が負またはゼロ）が継続した場合は資格を失う。

④継続適用の義務

「チャレンジ税制」が恣意的な租税回避等に利用されることを避けるため、同制度を選択した法人企業は継続的に適用を受ける。自己の都合により継続を中止する場合、適用当初あるいは更新時に遡って減税額相当額の返還を求められることがある。

⑤申請・更新手続き

「チャレンジ税制」の適用を受ける場合の手続きは次のとおり。

- a. 中期事業計画（3～5年間の事業計画）を作成し、上記の適用条件①と②を満たしていることを証明する書類とともに、第3者機関へ提出し、審査を受ける。
- b. 同機関の審査を通過した後、税務当局へ届出を行ない税制措置の適用を受ける。
- c. 中期事業計画の終了後、同機関へ結果報告を行なうとともに、a～cの手続きを繰り返し、本制度の継続適用を受ける。

なお、「第3者機関」とは、中立的・専門的な立場から中期事業計画の内容を審査する組織で、例えば都道府県ごとに設置。中期事業計画は、経営上の数値目標ではなく、3～5年間に取り組もうとしている事業内容や経営者の意欲を具体的に記載。

5. 試算結果

以上の制度内容をもとに、「チャレンジ税制」がどれだけ税収に影響を及ぼすか試算した。

（1）税収に及ぼす影響（マクロ的試算）

仮に資本金3億円以下のすべての法人企業が本税制を選択した場合の減税額は約1兆2,550億円。選択企業が4%とすると減税額は約500億円、選択企業数は約30,000社であり、47都道府県に約600社ずつ適用企業が存在するというイメージとなる。

（2）個別企業から見た減税額（ミクロ的試算）

利益計上法人の法人税の減税額は740～1,690万円。また欠損法人の還付税額は1,140～3,300万円。さらに相続・贈与税に係る部分については、3,830～2億9,680万円の減税。（減税額は企業規模や業種毎に異なる。）

おわりに ～ チャレンジ税制創設の意義 ～

○「チャレンジ税制」の特色は、

- ・これまで税務当局に要望してきた諸項目を税制特典とし、納税者たる中小企業側の自助努力を適用条件とし、これを1つのパッケージとしたところ
- ・さらに全ての中小企業に一律に適用するのではなく、自己の責任と判断に基づいて選択できる仕組みとしたところ

○「チャレンジ税制」を通じて中小企業を側面から支援することにより、その企業の業況や雇用の拡大はもとより、取引先や地元経済へのプラスの波及効果も期待できる。

以上